国立大学法人電気通信大学教育研究技師の選考に関する規程

平成23年 7月20日 改正 平成27年 3月26日 平成27年11月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学教育研究技師の採用及び昇任の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(提案)

第2条 教育研究技師の人事案件の提案は、教育研究技師部長から学術院長へ提案するものとする。

(提案の審議)

第3条 学術院長は、前条の提案を学術院代議員会(以下「代議員会」という。) に諮る ものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 代議員会は、前条の審議に基づき教育研究技師の選考が必要となった場合、当該 選考のために選考委員会を設置するものとする。

(選考委員会の構成)

- 第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる者により組織する。
 - (1) 教育研究技師部長
 - (2) 情報基盤センター長が指名する教育研究職員 1名
 - (3) 実験実習支援センター長が指名する教育研究職員 1名
 - (4) ものつくりセンター長が指名する教育研究職員 1名
 - (5) 研究設備センター長が指名する教育研究職員 1名
- 2 学術院長は、前項以外の教育研究職員または教育研究技師を委員に加えることができる。
- 3 委員長は教育研究技師部長をもって充てる。

(選考基準)

- 第6条 選考委員会は、教育研究技師候補者について職位ごとに次の各号に定める基準に 基づき選考を行う。
 - (1) 技師 専門技術分野について、教育研究支援のための技術開発及びその関連業務、 学生の実験・実習教育及び技術指導業務、大学の教育研究活動に係る安全衛生管理・ 環境保全業務等を遂行することができると認められる者
 - (2) 学術技師 次のいずれにも該当する者
 - イ 専門技術分野について優れた知識及び技術を有する者
 - ロ 専門技術分野について教育研究支援のための技術開発及びその関連業務、学生の 実験・実習教育及び技術指導業務、大学の教育研究活動に係る安全衛生管理・環境

保全業務を遂行することができる者

- ハ 専門技術分野における技術の継承・開発に関する調査研究を遂行することができると認められる者
- (3) 主任学術技師 次のいずれにも該当する者
 - イ 専門技術分野について特に優れた知識及び技術を有する者
 - ロ 教育研究支援のための技術開発、学生の実験・実習教育及び技術指導業務、大学 の教育研究活動に係る安全衛生管理・環境保全等についての企画・立案をすること ができると認められる者
 - ハ 専門技術分野における技術の継承・開発を意図した後進の指導・育成ができると 認められる者
 - ニ 学術技師、技師を統括して業務を遂行することができると認められる者
- (4) 副統括学術技師 次のいずれにも該当する者
 - イ 専門技術分野について極めて優れた知識及び技術を有する者
 - ロ 統括学術技師を補佐して教育研究技師を統括し、業務を遂行することができる者
- (5) 統括学術技師 次のいずれにも該当する者
 - イ 専門技術分野について極めて優れた知識及び技術を有する者
 - ロ 教育研究技師を統括するとともに、教育研究技師部長を補佐して業務を遂行する ことができる者
- 2 選考委員会は、前項各号に規定する基準に基づく選考にあたっては、国立大学法人電 気通信大学教育研究技師に関する規程第3条第2項に規定する評価に準じた項目により 総合的に判断するものとする。

(代議員会への報告)

第7条 選考委員会は、選考委員会審査結果報告書により、審査の結果を代議員会に報告 する。

(議決)

第8条 代議員会は、選考委員会からの審査結果を受けて、教育研究技師候補者について 投票により議決する。

(採用及び昇任の方法)

- 第9条 教育研究技師の採用及び昇任のための選考は、代議員会の議を経て学長が行う。 (選考の特例)
- 第10条 学長は、学長裁量分を活用して教育研究技師の採用のための選考を行う場合等、 特に必要と認める場合には、前条までの規定にかかわらず、教員系人事調整委員会との 調整を図った上、学術院に審議を求めることができる。

(Δ供目口)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育研究技師の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成27年11月25日から施行する。